## CROSS TALK 「JSHIホームインスペクター× ADR」の可能性



# 改正宅建業法の施行により 需要高まるインスペクションと 今こそ求められるトラブル解決の専門性

当協会(JSHI)では、会員サービスの一環として、2017 年9月1日より一般社団法人日本不動産仲裁機構(以下、 仲裁機構)に協力団体として加盟しました。これにより、 JSHIの認定会員として登録しているホームインスペク ターは、規定の研修[\*1]を修了することで「不動産の施工 に関する紛争」におけるADR(Alternative Dispute Resolution:裁判外紛争解決制度[\*2])を実施する調停 人[\*3]になることが可能となりました。では今後、JSHI のホームインスペクターとADRの関わりはどのようなもの になるのでしょうか。当協会理事長と、研修を修了した理 事が、仲裁機構の代表理事最上義氏と、ADRについて詳 しい同機構専務理事の伊藤浩氏に話を聞きました。

長嶋 例えば、ホームインスペクターが呼ばれる現場の 主なトラブルに雨漏りがあります。状況に困った家主が 当時の施工者に相談してもなかなか取り合ってもらえな かったり、責任の所在がはっきりせず、収拾がつかなく なっている、というものです。この時に、第三者の立場 で調査に赴くのです。一部が改正された宅地建物取引業 法が2018年4月に施行されるのに伴い、ホームインスペ クションがクローズアップされるため、JSHIの会員への 相談案件も増えると予想されます。

伊藤 今の話を聞いて、ADRでやろうとしていることと ホームインスペクションは、非常にマッチしているのでは

ないかと思いました。ADRの手法は、当事者同士の納得 を引き出してトラブルを解決することです。JSHIのホー ムインスペクターが、住宅の専門家として、かつ調停人 としても現場でふるまうことができれば、今後おおいに活 用できるのではないでしょうか。

長嶋 ホームインスペクターは、第三者の立場で客観的 に調査し、診断結果を報告するという立場が基本です。 それ以上は当事者同士の問題であり、和解をするのか、 裁判をするのか、次のステップに進む提案までなかなか できませんでした。

**最上** トラブルを解決しようと当事者のためにと思って やったことでも、業務の一環として関わってしまうと、法 的に非弁行為[\*4]と判断されましたからね。

金子 それが、10年前の法改正で可能となり、正当な 報酬も受けることができるようになったと[\*5]。

**最上** そうです。でも実際には、さまざまな不動産トラ ブルの場面において、ISHIの会員を含めてホームインス ペクターがADR的な機能を果たしてきたのでは?

長嶋 形式的にはやっていたでしょうね。でも、そこに は法的な裏付けがありませんでした。最後はどうしても 「当事者同士で話し合ってください」で終わってしまう。ト ラブル案件は予め断ることも多いようです。それが今回 の加盟によって、規定の研修を修了すれば、JSHIのホー ムインスペクターが調停人として、その間に入ることがで きるようになった。これまでできなかったのが不思議な 気さえします。

### 「泣き寝入りか裁判か」の二択をなくす

伊藤 だからといって、無理にトラブルに介入したり、 解決しようとする必要はありません。できるところまで やってみよう、話し合いでどこまでが解消できるかを試し てみようというスタンスで良いと思いますよ。

長嶋 裁判を考える前に、ワンステップを挟んで、着地 点を探ってみるということですね。イメージとしては、話 し合いと裁判の間に位置するのがADRという理解でよろ しいですか?

最上 そうですね。ADRは当事者の側にも大きなメリッ

トがあると思います。弁護する側も、裁判する意思が固 まっていない相談者からの案件ばかりが持ち込まれては 困るでしょうからね。

長嶋 そういえば、私の知り合いの弁護士も「中途半端 な相談が多い」と零していました。

**最上** なぜ態度がはっきりしないのか。それは「自分か ら裁判の引き金を引いてしまうと、取り返しがつかなくな るかも」という不安があるからでしょう。「円満に話し合う 余地がほかにあるのではないか」と悩んでいる方は多い はず。だからこそ、話し合いでの解決を試す機会がある のだと明らかにして、その仕組みまで提供することが重 要だと思います。金子理事はすでに研修を修了されたと か。いかがでしたか?

金子 ISHIのホームインスペクター資格を取得するため に学んだ倫理や、現場で必要とされるふるまいと、ADR の調停技法とを比べると、両者は理論的、手法的にも似 ていました。類似性のある手法を学ぶことで、レベルアッ プができる。先日、依頼者との打ち合わせ中に、調停人 資格もあると提示したところ、さらなる信頼を得ることが できたと思います。

最上 それは何よりでした。

金子 法律用語を覚えるのが大変でしたけど(笑)。調停 人資格を取得して、裁判になるのかどうかの案件がちょ うど今、進行中なのですが、お客様に「心強い」と言われ るなど、お陰さまで交渉がスムーズになりました。

#### 現場を知る専門家こそがトラブルを解決

金子 現場に携わる人間として、ここのところ建築中のト ラブルが増えているように思います。インターネットなど を利用して、施主が施工に関する知識をひと昔前と比べ て入手しやすくなっていることがまずひとつ。その情報 が正しいのかどうかは分かりませんけれども。あるいは、 施工者側に言葉が足りない面があって、施主が疑心暗 鬼になってしまうのではないか。

伊藤 ADRの話し合いの場では、過去に当時者間で話 された内容を洗い出して、説明が不足していたかの特定 なども行います。情報不足や、互いの見解の相違を解

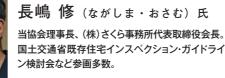
Home Inspectors JAPAN | 04 03 | Home Inspectors JAPAN

# CROSS TALK 「JSHIホームインスペクター× ADR」の可能性

最上 義 (もがみ・ただし) 氏 (一社)日本不動産仲裁機構代表理事。同機構を 法務大臣認証ADR機関とすると共に、調停人育 成の為の認定講習会制度をつくる。

-----





伊藤 浩 (いとう・ひろし) 氏 (一社)日本不動産仲裁機構専務理事、伊藤浩行 政書士事務所代表。東京都行政書士会ADRセン ター長を歴任。



金子 清之 (かねこ・きよゆき) 氏 当協会理事、NPO輸入建材協議会理事長。(有) ケーズファクトリー代表。住宅は買うのではなく 「創る」という理念で活動中。

消しようというものです。

**最上** 不信感が支配していると問題はなかなか解決でき ませんが、感情的なマイナス面が落ち着けば、驚くほど かんたんに解決の道が開けることもあります。法的な議 論よりも、現場をよく知る第三者の存在というのは、実は とても大きいのです。大変な不利益を被っているかもと 思い込んでいる相談者に、専門家が客観的視点から ちょっと一言添えるだけで、納得していただけるという ケースは多い。

長嶋 納得することが重要というのは、ホームインスペ クションにおいても同じです。トラブルの当事者は、「正し いか正しくないか」ということだけではなく、納得を求め ていることが多いですから。

#### 今後に期待すること

伊藤 私が言うことではないですが、ほかの事業者との 差別化にもなると思います。トラブルにも対応できるとい うスタンスを持つことができるのも大きい。そもそも、ト ラブルは法律によってのみ解決できるものではありませ ん。専門家としての知見と話し合いによって解決に導くと いうことは、大きな社会的役割も果たせると思います。

最上 念のために補足しますと、ホームインスペクター が調停人となることによって「何らかの義務」が発生する ことはありません。ホームインスペクターとしての業務は 今までと変わらないけれども、トラブルと関わった時に解 決する手法の幅が広がったということ。業務としてトラブ

ル解決に関わっていくことで、お客様との信頼関係もさら に築くことができるのではないでしょうか。

長嶋 昨今、中古住宅市場の活性化が盛んに唱えられ ていますが、中古住宅流通のリテラシーがじゅうぶんに 醸成されているとはいえません。トラブルは少なからず あるでしょう。そうなったときに、ホームインスペクター それぞれが持っている専門性と、ADRの知見によって、 取引における不具合を少しでも軽減していける存在にな れると良い。顧客満足につながると同時に、ホームイン スペクターとして提案の幅を広げることができると思いま (2017年11月13日 都内にて収録) す。

- \*1 規定の研修:日本不動産仲裁機構が株式会社東京リーガルマインド (LEC)を指定教育機関としての実施する調停人になるための研修 (有料)。主な内容は、法的知識に関する研修、面談技法および 調停技法に関する理論的研修、面談技法および調停技法に関する 実践的研修、倫理および活動に関する研修
- \*2 ADR: Alternative Dispute Resolutionの略で、裁判外紛争 解決制度と訳される。裁判ではなく話し合いで紛争を解決する手法 をいい、日本不動産仲裁機構を含む法務大臣認証裁判外紛争解決 機関(以下、法務大臣認証ADR機関)は、紛争の当事者双方から の依頼を受け、弁護士又は弁護士法人でなくとも、報酬を得て和 解の仲介ができる(弁護士法第72条の例外)
- \*3 調停人: 法務大臣認証ADR機関の選任を受け、認められた専門 分野の範囲においてADRにおける調停を実施することのできる者
- \*4 非弁行為: 弁護士法第72条が定める「弁護士や弁護士法人以外 の者が報酬を得る目的でトラブル解決を実施してはいけない」とい う行為
- \*5 報酬について: 2007年(平成19年)4月に裁判外紛争解決手段の 利用の促進に関する法律(通称ADR法)が施行されたことにより、 認定事業者は、紛争の当事者双方からの依頼を受け、弁護士ま たは弁護士法人でなくとも、報酬を得て、和解の仲介ができる(弁 護士法第72条の例外)